

担い手経営革新促進事業（新規）

【平成19年度概算決定額：7,100,000（0）千円】

対策のポイント

更なる経営発展をめざす意欲的な担い手には、品目横断的経営安定対策による支援に加え、規模拡大等に向けた経営革新のための取組に対する支援を行います。

（効率的かつ安定的な農業経営とは）

- ・ 他産業並みの労働時間で他産業と遜色ない所得を得られる経営を指します。
- ・ 水田作、畑作の土地利用型農業において、他産業並みの所得を確保するためには、特に、経営規模の拡大が重要となります。

主たる従事者1人当たり530万円の所得が確保できる経営規模（試算）

畑作：4年輪作 25 ha

水田作：個別経営・1年2作 10 ha 集落営農・2年3作 40 ha

品目横断的経営安定対策加入の経営規模要件

個人・法人：原則として4 ha（北海道は10 ha）以上

集落営農組織：原則として20 ha以上

政策目標

担い手の育成・確保

<平成17年>

認定農業者 約20万

集落営農 約1万

<農業構造の展望（平成27年）>

効率的かつ安定的な家族農業経営 33万～37万

効率的かつ安定的な集落営農経営 2万～4万

<内容>

1. 経営革新モデルの実践に対する支援

稲・麦・大豆など複数の作物を組み合わせた経営の中で、新しい技術を導入しつつ、農地と農業機械の効率的な利活用やそれぞれの作物に対する労働力配分の合理化などの経営革新に取り組む担い手に対し、地域におけるモデル経営としての実践経費を支援します。

【担い手経営革新促進事業のうち 1,700,000（0）千円】

2. 麦・大豆などの新規作付けに対する支援

担い手が、良品質な農産物を効率的に生産するための取組を進めながら、経営規模の拡大や生産調整の強化への対応により、麦・大豆などの作付けを拡大する場合、拡大部分に対し、経営安定が図られる水準の支援を行います。

【担い手経営革新促進事業のうち 5,400,000（0）千円】

【交付率：定額】

【事業実施主体：都道府県担い手育成総合支援協議会】

【事業実施期間：平成19年度～21年度】

[担当課：経営局経営政策課（03 - 3502 - 5601（直））]